

町の公共施設

施設の種類	施設数	区 分：施設名
レクリエーション・スポーツ施設	64	都 市 公 園：古墳公園、織田中央公園など 自 然 公 園：江波農村公園、米ノ漁村公園など 観光展示体験施設：越前陶芸村文化交流会館 越前かにミュージアムなど 温泉関連施設：アクティブハウス越前、若竹荘、泰澄の杜など 都市農村交流施設：悠久ロマンの杜、かれい崎荘など スポーツ施設：体育館、グラウンド、プールなど
産業振興施設	25	ふるさと交流施設：宮崎自然休養村管理センター、 梨子ヶ平水仙交流館など 商工関係施設：織田郷土文化伝承館「ぼんしょう」、 勤労青少年ホーム、町宮陶房など 農村環境改善センター：宮崎農村環境改善センターなど 特産加工直売施設：ふるさと特産加工場、「おもいでな」など その他観光施設：道の駅「パークイン丹生ヶ丘」、 花の茶屋「よって駅ね」など
基盤施設	168	消 防 施 設：越前分遣所、朝日消防水防倉庫など 集 会 施 設：玉川地区集会施設、平等婦人の家など 公 営 団 地：朝日団地、江波住宅など ほか、水道施設、下水道・集落排水施設など
文教施設	28	公民館、資料館、学校給食センター、図書館、 小学校、中学校
医療・ 社会福祉施設	30	保育所、児童館・子育て支援センター、 保健福祉センター、デイサービスセンター、 老人福祉センター、病院・診療所
庁舎施設	6	越前町役場、宮崎コミュニティセンター、 越前コミュニティセンター、織田コミュニティセンター
計	321	

(道路、河川、漁港を除く)

地代金等が町財政を圧迫するひとつの要因となっております。

●公共施設のあり方について検討

町では集中改革プランに基づき、町財政の健全化および住民サービスの向上を図るため、今後の公共施設のあり方の見直しを行い、類似施設の統廃合や指定管理者制度の導入等の検討を進めてきました。そうしたこれまでの検討結果を総括し、平成20年7月に「公の施設の管理運営方針」を策定しました。

公の施設の管理運営方針では、全ての公共施設を対

行政改革とこれからのまちづくり

行政改革の背景

少子高齢化による人口減少時代を目前にひかえ、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、政府は「小さくて効率のよい政府」を目指し財政の健全化を進めています。このため、今後は、地方自治体が中心となって住民の負担と選択に基づき、各々の地域にふさわしい公共サービスを提供できる分権型社会システムへの転換が求められています。

こうした中、地方自治体は、住民に最も身近な行政組織として限られた財源で様々な分野にわたる住民ニーズに的確に対応していくために行政サービスのあり方を本質から見直し、長期的視野に立つて、集中的・計画的に行政改革を進めていかなければなりません。

こうした状況をふまえ、町ではこれまで、越前町集中改革プラン^{*}に基づき、事務事業・補助金の一



象に、公的関与の必要性（町が管理運営する必要がある施設なのかどうか）を検討し、今後の施設のあり方を定めています。

また、この検討に加え、組織のスリム化を進めるため、各地区の旧総合事務所や生涯学習センター、保育所、給食センターなどについては、それぞれの施設について検討委員会を組織し、統廃合や民営化など今後のあり方について検討を行ってきました。現在、町では、公の施設の管理運営方針および施設ごとの検討委員会の結果に基づき、行政改革が進められています。

本化や、組織・機構の見直し、さらには職員数・給与の適正化などを進めてきましたが、町村合併のスケールメリットを生かすためには、更なる見直しや改革が必要になってきています。また、財政的にも、国の三位一体の改革^{**2}以来、町の財政状況は、これまでに増して、大変厳しい状況にあります。このため、より一層の歳出削減と歳入確保を図り、簡素で効果的・効率的な町政運営を行っていく必要が、あります。

このようなことから、町長は、先の3月町議会定例会において、行政改革を施政方針の第一に掲げ、人口2万5千人の町にふさわしい行政機構の見直しと公共施設の適正な配置・運営に取組むことを所信表明しています。



町の公共施設の現状

現在、町内には、321施設の公共施設があり、これらの施設の維持管理にかかる費用や人件費、借

公の施設の管理運営方針の概要

公的関与の必要性	区 分（利活用方法、効率的な管理運営方法）	施設数	
I 必要性がない場合 ↓ 利活用方法を検討	(1)民間等へ譲渡する施設(集会施設など)	39	
	(2)他目的への転用または普通財産化して、売却・貸付する施設	10	
	(3)廃止する施設(老朽化施設など)	25	
II 必要性がある場合 ↓ 効率的な管理運営方法を検討	(1)指定管理者制度を導入する施設	52	
	(2)その他の手法	A 包括的民間委託を行う施設(下水道処理施設など)	16
		イ 民間委託(公園、バス停など地元区への委託)	39
	(3)直 営	A 町が責任を持って直接提供すべきサービスを行う施設	75
		イ 単に集客効果を狙うものではなく、教育の観点から公的責任を求められる施設	10
		ウ 事業規模が小さいなど指定管理者制度がなじまない施設	36

※1【集中改革プラン】
本町におけるこれまでの行政改革の取組みを踏まえるとともに、社会経済の情勢や町民ニーズの変化などに対応し、計画的な行政運営を推進するため、町全体にかかわる方針を明確に示したものです。(詳細は、ホームページで公開しています。)

※2【三位一体の改革】
「国庫補助負担金の廃止・縮減」、「国から地方への税源移譲」、「地方交付税制度の改革」の三つを同時一体的に行う取組みです。これによって、地方では国からの収入が圧縮されるのに加え、国庫補助負担金の廃止・縮減に見合った税源移譲がされず、財政基盤の弱い地方の財政状況は苦しくなる傾向にあります。